

第1号様式（第3関係）

豊山町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

令和7年2月18日（火）

午後2時から午後2時45分まで

2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

3 出席者

委員：秋田 千晴（株式会社秋田製麺所 役員（豊山町商工会 理事））
木股 秀輔（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）
中村 英司（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部 部長）
増田 勝一（三菱重工株式会社 総務部 第一総務グループ グループ長）
山田 敏文（豊山町商工会 会長）
山田 麻美（西春日井農業協同組合 青山支店 支店長）

事務局：服部 正樹（町長）

堀尾 政美（総務部長）

林 真吾（総務課長）

佐藤 美樹（人事秘書グループグループ長）

安藤 実佳子（人事秘書グループ主任）

4 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 特別職の報酬等について

5 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 令和6年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率

- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表
（令和6年4月1日現在）
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等（令和6年度見込み）

6 議事内容

事務局	<p>こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、委員の皆様へ委嘱状の伝達を行います。</p> <p>お手元に委嘱状を置かせていただいておりますので、お名前をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。</p>
	(委嘱状伝達)
事務局	<p>それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>秋田委員でございます。(以下、名簿順に紹介)</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>服部町長でございます。(以下、順に自己紹介)</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、町長からご挨拶を申し上げます。</p>
町長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。平素は、町行政につきまして、ご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、特別職報酬等審議会を開催にあたり、ご多忙にもかかわらず御出席賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、本審議会の委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>本町の特別職、議員の報酬等の金額は、本審議会の答申に基づき、平成27年度から引き上げを行った常任委員会委員長の報酬を除き、平成24年4月から現在の額を適用しております。</p> <p>令和6年の人事院勧告では、月例給において約30年ぶりとなる高水準の引上げ改定があり、近隣市町の改定状況及び本町における過去の改定状況を踏まえ、本日の諮問は、現行から引き上げとする案とさせていただきます。</p> <p>本諮問につきまして、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただき、</p>

	<p>最終的な答申をいただきたいと思っております。</p> <p>限られた時間ではございますが、十分に検討していただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>まず初めに、次第が1枚、委員名簿が1枚、審議会条例1枚、資料1としまして、一般職給料改定率というものがございます。その次に、資料2としまして豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表、資料3としまして近隣自治体における特別職・議会議員報酬等一覧表、資料4としまして豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等がそれぞれ1枚ございます。</p> <p>落丁・不足等がございましたら、申し出いただきますようお願いいたします。皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の審議会の内容につきましては、守秘義務がございます。他言はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、次第の4 豊山町特別職報酬等審議会条例について、担当から概要を説明させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。</p> <p>第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。</p> <p>第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料月額改定に係る条例案を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内とし、また町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。</p> <p>第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。</p> <p>以上で、条例の説明を終わります。</p>

事務局	<p>今ご説明しました条例の第5条の中で、会議の成立につきましては、委員の過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は、6名中6名でございます。よって、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>まず、会長の選任について。同じく条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。</p>
A 委員	B 委員を会長にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	ただいま、A 委員から、B 委員のご推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。
委員	(異議なしの声)
事務局	<p>それでは、B 委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>会長につきましては、会長席の方にご移動をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、誠に恐縮でございますが、会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	B と申します。この会もこれで3回目ということで、だいぶ顔の方も皆さんに覚えていただけているかとは思いますが、またこの席にまいりまして、大変恐縮ですけれども、ご指名いただきましたので、会長として精一杯務めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、町長から会長に特別職報酬等の額の改正につきまして、諮問書をお渡しします。</p>
町長	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p> <p><諮問内容></p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (諮問)</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項について審議会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について 下記の通り改正する。 (改正後の月額)</p>

	町長 給料月額 840,000円 (+11,000円) 副町長 給料月額 694,000円 (+9,000円) 教育長 給料月額 653,000円 (+8,000円) 議長 報酬月額 387,000円 (+10,000円) 副議長 報酬月額 307,000円 (+5,000円) 常任委員会委員長 報酬月額 298,000円 (+6,000円) 議員 報酬月額 288,000円 (+6,000円)
事務局	ただいま、町長から会長にお渡しさせていただきました諮問書につきまして、担当からご説明申し上げます。
事務局	今回の諮問案につきましては、全員の月額を引き上げる改定とさせていただきます。理由につきましては、3点ございます。 <p>1点目は、人事院勧告に伴う給与改定率の反映結果を考慮したことです。</p> 令和6年の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため、特に若年層に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置きつつ、そこから改定率を逡減させる形で俸給月額を引上げる改定が行われました。全体平均では、3.0%増額改定するという内容でございました。 詳しくは、後ほどご説明させていただきます。 2点目は、近隣自治体における改定状況を考慮したことです。 諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬等の改定状況の確認を行いました。その結果、4団体で「引き上げ」、5団体で「据置」という回答をいただいております。 3点目は、過去の改定率を考慮したことです。 過去に反映を見送られております平成26年度から令和5年人事院勧告の給与改定率の反映結果と、現行の報酬等月額に改正を相当とする差が生じていることも理由としております。こちらも詳細は後ほどご説明させていただきます。 以上3点を踏まえまして、本諮問案は、引き上げ改定としております。以上で説明を終わります。
事務局	ここで、町長につきましては一時退席いたしますのでよろしくお願いいたします。
	(町長退席)
事務局	それでは、特別職の報酬等についてのご審議をお願いしたいと存じま

	す。議事の取り回しにつきましては、会長、よろしくお願いいたします。														
会 長	それでは、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。														
事 務 局	<p>まず始めに、公務員の給与の決定の流れをご説明させていただきます。</p> <p>民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の給与額が改定されます。一方、住民の方の税金で賄われている公務員の給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと地方公務員法で規定されております。</p> <p>このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の給与水準を調査し、民間との給与較差を解消するよう国会や内閣に対して勧告を行います。これがいわゆる人事院勧告というものになります。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が、条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。</p> <p>これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであるため、額の改定につきましては、この審議会で委員の皆様にご審議していただくこととしております。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。人事院が勧告しました国家公務員の一般職の給料改定率に関する資料でございます。</p> <p>上段の表をご覧ください。こちらは過去10年間の国家公務員の一般職の給与改定率を載せたものとなっております。令和6年度の一般職の給料改定率は、プラス3.0%でした。</p> <p>続きまして、下段の表をご覧ください。こちらは本町における特別職の報酬月額試算を示したものとなっております。</p> <p>現在の金額につきましては、</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町 長</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>645,000円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>282,000円</td> </tr> </table> <p>でございます。</p> <p>こちらの現行月額に対して、過去の報酬審議会において反映を見送られました、平成26年から令和5年までの給料改定率をすべて反映させ</p>	町 長	829,000円	副町長	685,000円	教育長	645,000円	議 長	377,000円	副議長	302,000円	常任委員会委員長	292,000円	議 員	282,000円
町 長	829,000円														
副町長	685,000円														
教育長	645,000円														
議 長	377,000円														
副議長	302,000円														
常任委員会委員長	292,000円														
議 員	282,000円														

ますと、表の真ん中にございます、参考月額のとおりとなります。

なお、令和6年度における国の一般職の平均改定率は、特に若年層に重点を置いたものでしたので、町長、副町長、教育長につきましては、令和6年度分の改定率を国の指定職の平均改定率と同程度の1.1%として反映しております。

こちらの参考月額と現行月額の差額が一番右の列に記載しておりますので参考にご覧いただければと思います。

続きまして資料2をご覧ください。

資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表でございます。最新の改定実績は、平成24年4月1日となっております。

続きまして資料3をご覧ください。

尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町がございます。資料3は、豊山町を含めました尾張管内4町の、令和6年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額につきまして一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口及び行政面積についても記載しております。

町長の給料月額は、最大であります大口町の885,000円から、最小であります本町の829,000円まで、56,000円の差がございます。

その他の職についても最大値と最小値との比較をいたしますと、副町長では最大の東郷町と最小の豊山町で36,000円の差がございます。教育長につきましては最大の東郷町と最小の扶桑町との間で22,000円の差がございます。議長では最大の東郷町と最小の本町の間で17,000円の差がございます。副議長では最大の大口町と最小の本町の間で19,000円の差がございます。常任委員会委員長では最大の大口町と最小の扶桑町の間で19,000円の差がございます。議員では最大の大口町と最小の扶桑町の間で11,000円の差がございます。

最後に、資料4をご覧ください。

資料4は、本町におけます特別職、議員の令和6年度年収額等の見込み一覧表でございます。

令和6年の人事院勧告では、一般職の期末手当の支給率が0.05月引き上げられまして、特別職についても、国の一般職のうち指定職に準じて、0.05月の引き上げとなりました。

	<p>この結果を受けまして、本町におきましても、令和7年1月の臨時議会において、一般職の期末手当の支給率及び特別職の期末手当の支給率を引き上げる条例改正を行っております。</p> <p>なお、括弧内の金額は、前任の町長の公約により令和3年6月1日から令和6年11月19日の間、給料月額及び報酬月額の10%を削減しておりましたので、反映後の金額をお示ししたものとなっております。</p> <p>また、教育長は令和6年9月30日の任期満了後、現在まで後任がおりませんので、令和6年9月30日までの金額でお示しております。</p> <p>以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、ご質問、ご意見のございます方は、ご発言をお願いいたします。</p>
C 委員	<p>資料はよく精査されていると思いますけれども、中日新聞に町長の不在の記事が載った件ですが、そうした場合に町長が Facebook にお詫びを出されていたと思いますが、一般企業でいうといわゆる不祥事ですよ。その場合にペナルティなどはないのでしょうか。</p>
会 長	<p>今の質問に対して、事務局の方からお願いします。</p>
事 務 局	<p>おっしゃるとおり今回の案件につきましては、職員との情報連携不足という不祥事という風に捉えていただくとと思いますが、今回ご審議いただく内容としましては、月額を決めさせていただく中で、不祥事や処分については別で条例を設けまして、月額の10%減や1か月分の減給などそのような形で、もしやるのであればペナルティを科すんですけど、今回はあくまでも月額報酬についてということでご理解いただければと思います。もし話があって条例を出すのであれば、議会で審議をしていただいて減額をする形になると思われま。</p>
C 委員	<p>住民として不安に思いましたので。</p>
事 務 局	<p>ご意見として承りました。</p>
会 長	<p>そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p>
D 委員	<p>オフレコで結構ですけど、この出席者の中に町民の方はいらっしゃいますか。</p>
	<p>(2名挙手)</p>
D 委員	<p>委員を選ばれる際に何か案があるかと思いますが、企業の方ばかりがいらっしゃるような感じで、本来行政の恩恵を受ける町民の方たちが基本的に入る必要があるのではないのかなと疑問に思いました。</p>

	<p>優先順位が関係しているのかわかりませんが、条例の第3条に「団体等の代表者その他住民のうちから」という風に書いてあるものですから、そこが優先された委嘱なのかなと捉えてはいるんですけど、その辺に何か見解がありましたら。</p>
事務局	<p>事務局として業務に関わらせていただく中で、過去に地区委員の方が入ることもございました。</p> <p>今回につきましては、前回いらっしゃった委員の方は町民の方だったんですけど、今回につきましてはお声がけしていく中で、町民の方もいらっしゃる、併せて町の中の事業者の方も精査していく中で、今回このメンバーに至ったということでございます。この審議会につきましてはここで一度解散となりますので、また次年度以降の検討の際には参考とさせていただきますようお願いしております。意見としていただこうと思います。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見も出尽くしたようですので、本審議会としましては、先ほど委員の皆様からいただきましたご意見のとおり、答申ということでよろしいでしょうか。</p>
D 委員	<p>資料3の適用年月日についてですが、これは古いのと新しい額とがありますが、今年どこかが改定されるというようなものはあるんですかね。</p> <p>10年前のものもあれば…みたいな感じの表記になっているものですから、比較対象としては合っていないのかなという感じはしますが。</p>
事務局	<p>私どもで近隣の市と町をそれぞれ調査しております。今回については比較をしやすい町の額を記載しております。適用年月日というのは、たとえば扶桑町ですと、平成15年からずっと改正していないということで、直近で改正したものを適用年月日として書かせていただいておりますので、そのようにご理解いただければと思います。</p> <p>市の方は、最初の説明で4団体は引き上げるところもございますが、市なものですから、若干額が異なる中であまり参考とならないということで、あくまで根拠としては同じ団体規模の町の給与を示させていただいてご審議をお願いしているということでございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>他によろしいでしょうか。それでは改めまして、こちらの内容で答申をさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

会 長	<p>それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思います。事務局の方で答申書の準備をお願いいたします。答申書を作成する間、委員の皆様におかれましては、10分ほどお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。</p>																					
	(答申書作成)																					
	(町長再出席)																					
会 長	<p>お待たせいたしました。それでは、審議会を再開させていただきます。事務局の方、よろしくお願いいたします。</p>																					
事 務 局	<p>それでは、特別職の報酬等に関する諮問につきまして、会長から豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡し願います。</p>																					
会 長	<p>(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付)</p> <p><答申内容></p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申)</p> <p>令和7年2月18日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について</p> <p>下記のとおり改正する。</p> <p>(改正後の月額)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町 長</td> <td>給料月額</td> <td>840,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>694,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>給料月額</td> <td>653,000円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>報酬月額</td> <td>387,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>報酬月額</td> <td>307,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>報酬月額</td> <td>298,000円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>報酬月額</td> <td>288,000円</td> </tr> </table>	町 長	給料月額	840,000円	副町長	給料月額	694,000円	教育長	給料月額	653,000円	議 長	報酬月額	387,000円	副議長	報酬月額	307,000円	常任委員会委員長	報酬月額	298,000円	議 員	報酬月額	288,000円
町 長	給料月額	840,000円																				
副町長	給料月額	694,000円																				
教育長	給料月額	653,000円																				
議 長	報酬月額	387,000円																				
副議長	報酬月額	307,000円																				
常任委員会委員長	報酬月額	298,000円																				
議 員	報酬月額	288,000円																				
町 長	ありがとうございます。																					
会 長	それでは、続きましてその他の項目に移りますが、何かありますか。																					
事 務 局	特にございません。																					
会 長	委員の皆様の方から何かありますかでしょうか。																					
委 員	(特になし)																					

会 長	ないようですので、これで本審議会の審議は全て終了しましたので、会長の任を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
事 務 局	委員の皆様におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。 本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。 ここで、町長からお礼のあいさつを申し上げます。
町 長	本日は、慎重かつ熱心なご審議を賜りまして誠にありがとうございました。 今後とも町政の運営に格別なるご理解ご支援をいただきますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。
事 務 局	それでは最後になりますが、本日の会議の報酬をお支払いしますので、いましばらく、ご自席でお待ちいただきますようお願いいたします。受け取られた方から、順次解散とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。